

和歌山県警察運営総合対策委員会設置規程

(最終改正：平成17年9月8日 和歌山県警察本部訓令第31号)

和歌山県警察運営総合対策委員会設置規程を次のように定める。

和歌山県警察運営総合対策委員会設置規程

(設置)

第1条 社会情勢に即応する警察運営のあり方について、総合的かつ計画的に審議するため、警察本部に和歌山県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長
- (4) 委嘱委員 情報通信部長
- (5) 書記 警務課長

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 警察運営の総合的基本方針に関すること。
- (2) 警察運営の長期総合計画に関すること。
- (3) 事務の合理化その他の業務改善に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(会議)

第4条 会議は、必要のつど委員長が招集する。

2 委員長は、必要により委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 警務部会
- (2) 生活安全部会
- (3) 刑事部会
- (4) 交通部会
- (5) 警備部会
- (6) その他委員会が認めた部会

2 部会の組織及び構成は次のとおりとする。

- (1) 部会長 主管部長
- (2) 部会員 付議事項に関係ある者で、つど部会長の指名するもの
- (3) 部会長に事故ある場合は、部会長があらかじめ指名した者が、その事務を代行するものとする。

3 部会は、委員長が特に命じた事項を審議するものとする。

4 部会長は、必要のつど部会を招集し、主宰するものとする。

(審議結果の報告)

第6条 部会長は、当該部会において検討、審議した結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

(提案)

第7条 所属長は、第3条に規定する事項について意見があるときは、提案書（別記様式）により委員長に提案するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、警務課において、各部会の庶務は、審議事項の主管所属において、それぞれ行うものとする。

(記録)

第9条 委員会及び各部会に会議録を備え、会議の概要及び審議結果を記録しておくものとする。

2 前項の記録は、委員会の審議終了後警務課に回付し、同課において保管するものとする。

(別記様式省略)